

## 大規模な水害時における緊急避難に関する覚書

墨田区と東京都住宅供給公社は、墨田区内で津波による水害や、河川の氾濫等の水害（以下「大規模な水害」という。）が発生した時に、墨田区の地域防災計画で指定する避難場所等に区民が避難する時間的余裕がない場合、公社一般賃貸住宅及び公社施行型都民住宅を緊急避難先とすることに関し、次のとおり覚書を締結する。

### （公社賃貸住宅への緊急避難）

第1 大規模な水害時に、公社一般賃貸住宅及び公社施行型都民住宅の共用部分を居住者とともに区民の緊急避難先とすることを、墨田区と東京都住宅供給公社の双方で確認する。

なお、その所在、形状等から避難に適さない住宅については、この限りでない。

また、本覚書は、墨田区地域防災計画上の水害時避難場所を指定するものではない。

### （協議）

第2 本覚書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、墨田区と東京都住宅供給公社で協議して定めるものとする。

平成26年9月10日

東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号

墨田区

代表者 墨田区長 山崎 昇

東京都渋谷区神宮前五丁目53番67号コスモス青山

東京都住宅供給公社

代表者 理事長 中田 清己

## 大規模な水害時における緊急避難に関する覚書

足立区と東京都住宅供給公社は、足立区内で津波による水害や、河川の氾濫等の水害（以下「大規模な水害」という。）が発生した時に、足立区の地域防災計画で指定する避難場所等に区民が避難する時間的余裕がない場合、公社一般賃貸住宅及び公社施行型都民住宅を緊急避難先とすることに関し、次のとおり覚書を締結する。

### （公社賃貸住宅への緊急避難）

第1 大規模な水害時に、公社一般賃貸住宅及び公社施行型都民住宅の共用部分を居住者とともに区民の緊急避難先とすることを、足立区と東京都住宅供給公社の双方で確認する。

なお、その所在、形状等から避難に適さない住宅については、この限りでない。

また、本覚書は、足立区地域防災計画上の避難所・避難場所を指定するものではない。

### （協議）

第2 本覚書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、足立区と東京都住宅供給公社で協議して定めるものとする。

平成26年9月10日

東京都足立区中央本町一丁目17番1号  
足立区長 近藤 弥生

東京都渋谷区神宮前五丁目53番67号コスモス青山  
東京都住宅供給公社 理事長 中田 清己

## 大規模な水害時における緊急避難に関する覚書

江東区と東京都住宅供給公社は、江東区内で津波による水害や、河川の氾濫等の水害（以下「大規模な水害」という。）が発生した時に、江東区の地域防災計画で指定する避難場所等に区民が避難する時間的余裕がない場合、公社一般賃貸住宅及び公社施行型都民住宅を緊急避難先とすることに関し、次のとおり覚書を締結する。

### （公社賃貸住宅への緊急避難）

第1 大規模な水害時に、公社一般賃貸住宅及び公社施行型都民住宅の共用部分を居住者とともに区民の緊急避難先とすることを、江東区と東京都住宅供給公社の双方で確認する。

なお、その所在、形状等から避難に適さない住宅については、この限りでない。

また、本覚書は、江東区地域防災計画上の一時避難施設を指定するものではない。

### （協議）

第2 本覚書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、江東区と東京都住宅供給公社で協議して定めるものとする。

平成26年9月10日

東京都江東区東陽四丁目11番28号  
江東区長 山崎孝明

東京都渋谷区神宮前五丁目53番67号コスモス青山  
東京都住宅供給公社 理事長 中田清己

## 大規模な水害時における緊急避難に関する覚書

葛飾区と東京都住宅供給公社は、葛飾区内で津波による水害や、河川の氾濫等の水害（以下「大規模な水害」という。）が発生した時に、葛飾区の地域防災計画で指定する避難場所等に区民が避難する時間的余裕がない場合、公社一般賃貸住宅及び公社施行型都民住宅を緊急避難先とすることに関し、次のとおり覚書を締結する。

### （公社賃貸住宅への緊急避難）

第1 大規模な水害時に、公社一般賃貸住宅及び公社施行型都民住宅の共用部分を居住者とともに区民の緊急避難先とすることを、葛飾区と東京都住宅供給公社の双方で確認する。

なお、その所在、形状等から避難に適さない住宅については、この限りでない。

また、本覚書は、葛飾区地域防災計画上の避難施設等を指定するものではない。

### （協議）

第2 本覚書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、葛飾区と東京都住宅供給公社で協議して定めるものとする。

平成26年9月10日

東京都葛飾区立石五丁目13番1号  
葛飾区長 青木克徳

東京都渋谷区神宮前五丁目53番67号コスモス青山  
東京都住宅供給公社 理事長 中田清己

## 大規模な水害時における緊急避難に関する覚書

江戸川区と東京都住宅供給公社は、江戸川区内で津波による水害や、河川の氾濫等の水害（以下「大規模な水害」という。）が発生した時に、江戸川区の地域防災計画で指定する避難場所等に区民が避難する時間的余裕がない場合、公社一般賃貸住宅及び公社施行型都民住宅を緊急避難先とすることに関し、次のとおり覚書を締結する。

### （公社賃貸住宅への緊急避難）

第1 大規模な水害時に、公社一般賃貸住宅及び公社施行型都民住宅の共用部分を居住者とともに区民の緊急避難先とすることを、江戸川区と東京都住宅供給公社の双方で確認する。

なお、その所在、形状等から避難に適さない住宅については、この限りでない。

また、本覚書は、江戸川区地域防災計画上の待避施設を指定するものではない。

### （協議）

第2 本覚書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、江戸川区と東京都住宅供給公社で協議して定めるものとする。

平成26年9月10日

東京都江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 多田正見

東京都渋谷区神宮前五丁目53番67号コスモス青山  
東京都住宅供給公社 理事長 中田清己

## 大規模な水害時における緊急避難に関する覚書

大田区と東京都住宅供給公社は、大田区内で津波による水害や、河川の氾濫等の水害（以下「大規模な水害」という。）が発生した時に、大田区の地域防災計画で指定する避難場所等に区民が避難する時間的余裕がない場合、公社一般賃貸住宅及び公社施行型都民住宅を緊急避難先とすることに関し、次のとおり覚書を締結する。

### （公社賃貸住宅への緊急避難）

第1 大規模な水害時に、公社一般賃貸住宅及び公社施行型都民住宅の共用部分を居住者とともに区民の緊急避難先とすることを、大田区と東京都住宅供給公社の双方で確認する。

なお、その所在、形状等から避難に適さない住宅については、この限りでない。

また、本覚書は、大田区地域防災計画上の避難所等を指定するものではない。

### （協議）

第2 本覚書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、大田区と東京都住宅供給公社で協議して定めるものとする。

平成26年9月10日

東京都大田区蒲田五丁目13番14号

大田区長 松原忠義

東京都渋谷区神宮前五丁目53番67号コスモス青山

東京都住宅供給公社 理事長 中田清己